

国際・国内動向

牛病を根絶し、全額補償を行い、国民の安全が確保され、国民が安心して営農と営業ができるよう要求し、監視していきたいと思います。

(いしぐろ まさたか・農民連食品分析センター
所長

欧州委員会によるグリーン・ペーパー 「企業の社会的責任について」

坂本 満枝

欧州委員会は去る7月8日、「企業の社会的責任のための欧州の枠組み推進に关するグリーン・ペーパー」を發表した。これは企業が、経済的目標に加えて、幅広く社会的環境的にも関心を払うことを目的としたものである。

これと同時に、長年の討議を経て、労働者への情報提供・協議の一般的枠組みを打ち立てるEU指令案がいよいよ今年末ないし2002年明けに採択される模様である。多くが労使協議会の形で従業員代表制度を持つEU諸国で、この新しい指令がアイルランドや英国をはじめとして、情報提供・協議の機構に大きな影響を及ぼしそうである。

労働者のたたかいが反映

グリーン・ペーパーが考察している領域の一つは、リストラのさいに企業が果たす社会的責任についてである。欧州委員会がこの問題の検討に拍車をかけられたのは、2000年以降、欧州諸国で相次いで大量解雇の発表があったため、委員会はこのグリーン・ペーパーを推進台にして、企業の社会的責任にかんして欧州全域で討論をすすめるようとした。

実際、2001年3月までに50万以上の新たな雇用が生まれていたなかで、フランス大手企業による何件もの解雇発表は、欧州の人々の大きな関心事となった。次のような大量解雇と関係労働者による行動がみられた。

さかのぼって1997年2月には、周知のようにフランスの自動車製造業ルノーが、ベルギーの

ビルボード工場の閉鎖を發表した。事前に労働者への情報提供・協議が行われなかったことで、欧州全域の労働組合は激怒し、抗議行動を巻き起こすことになった。これで労働者への情報提供・協議に関する法律のいっそうの強化が必要だとの討論に火がついた。

2001年3月29日には、英国小売業グループ「マーク・アンド・スペンサー」(MS)が、欧州全土にあるその店舗を閉鎖すると發表した。フランスには、18店舗に17,000人が働いていたが、労働組合は同社に対し、法にもとづく労働者への情報提供と協議のための資料をまとめていなかったと抗議した。労働組合はパリ大審裁判所に緊急提訴し、この件はフランスの法律に違反するので、閉鎖は中止すべきであると主張した。4月に判決があり、裁判所は同社に25,000フランの罰金を課し、大量解雇に関するフランスの法律に従って協議をやり直すよう命令した。

MSは閉鎖当時から買い手を探していたが、フランスの大手デパートであるギャラリ・ラファイエットなどが同社を買い取り、希望者全員をグループや提携企業で再雇用することで合意した。

この件にかんしては、4店舗(315人)が営業するベルギーでは、3労組が企業の情報が臨時経営協議会の3月29日に提供されたのはベルギー法違反であると同時に共同声明を發表し、次回の4月11日に協議すべきだと主張した。10店舗があるスペインでは、交渉が続き、閉鎖の場合の補償金を要求した。

さらに3月29日の同日、フランス食品グルー

ブのダノンが、ビスケット部門の全欧州10工場のリストラを発表した。これにより、向こう3年間に3,000(フランスでは1,700)の雇用が失われることになった。

これらの解雇は、フランスの労働法にも影響をおよぼした。フランス政府は、すでに存在する労働者解雇規制法をさらに厳重にすることを考慮し、経済的理由にもとづく解雇の最低限補償額を2倍にした。

社会的責任の根幹

グリーン・ペーパーでは、企業の社会的責任について、労働と生活のバランス、健康と安全、利益配分の措置、生涯学習についても強調している。

欧州経営協議会による欧州レベルでの、また解雇、企業の移転、リストラに際しての国内レベルでの労働者への情報提供・協議は、これまでの活動でも重ねて取り上げられてきたが、企業のいっそう広範な社会的責任にかんして全般的に宣言したのは、これがはじめてである。各国関係者からの意見は12月末で締め切られ、来年には白書として発表される。

「グリーン・ペーパー」はこのような経緯で発表された。欧州レベルでのパートナーとしての欧州労働組合連合(ETUC)は、去る10月10～11日に開いた執行委員会で、この「グリーン・ペーパー」について、労働組合の立場から大筋次のように見解を表明している。

執行委員会文書が一番強調している点は、欧州全域の討論の結果を白書にとどめることでなく、「協約や法律に定め、その時々状況に対応して恒久的に発展させなければならない。しかもこれはダイナミックな過程であるので、社会情勢、製品とサービスの質、環境の保全と改善、社会的市民的民主主義の前進においてそれらの協約や法律が重要な役割を果たせるようにしなければならない。」

企業の社会的責任の根幹は次の点であるとしている。

- 1) 企業の質の発展、企業による投資の不可欠の一環として、職業訓練をとうして労働者の技能と資格をたえず発展させること。
- 2) 労働者およびその労働組合代表への情報提供・協議・参加および団体交渉を可能にすること。
- 3) 産業の変化やリストラを前もって予測すること。
- 4) ニース憲章、ILOの基本条約およびOECD勧告など、基本的社会権を尊重し推進すること。

これに加えて次のことを主張している。倫理的投資政策の実施、特に下請け企業に対して、基本的な社会的基準を尊重し、労働組合権との団体交渉を義務づけることが必要である。企業の内的外的な社会的責任は、多国籍企業にたいして、同時にこれらの企業や他の企業の下請けに対しても存在するとし、グローバル化の中で企業責任のルールを守る必要性が高くなっているため、途上国の企業の権利を拡大するとともに、労働組合が抑圧され、民主主義が不徹底な地域、保護が弱い存在しない地域へ、危険・汚染物質や悪弊を輸出しないことの重要性を強調している。

要するに、グリーン・ペーパーがはっきりさせるべき真の問題は、社会における企業の地位、ならびに市場経済と企業の社会的責任を発展させるうえでのもっとも民主的で集団的な最善の方法は何かということであると述べている。

企業や政府の立場を含むグリーン・ペーパーにせよ、労働組合としての欧州労連の見解にせよ、この問題をめぐる長い年月にわたっての討論と、労働者のたたかいが背後にあることに注意を向けたい。

(11月30日記)

(さかもと みつえ・会員)